就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)等における 「対象となる障害状態(眼の障害)」の一部改定に関するお知らせ

2024年12月2日より、下表の商品の給付における「対象となる障害状態」を一部改定(拡大)します。 なお、この改定による保険料の変更はなく、お客さまにご対応いただくお手続き等はございません。

【改定対象となる商品】

商品	給付	改定箇所
① 就労不能障害介護保障型家族収入保険	就労不能障害介護年金	附則 2
(無解約返戻金型)		対象となる障害状態
② 就労不能障害特約(無解約返戻金型)	就労不能障害保険金	
③ 変額保険(有期型)※	保険料払込免除	附則 5
		対象となる障害状態

[※]保険料の払込免除の型を「Ⅱ型」に指定されたご契約が対象となります。

・2024 年 12 月 2 日以降にご加入の保険契約に加え、2024 年 12 月 1 日以前にご加入の保険契約も対象になります。

【改定内容について】

附則に規定する「対象となる障害状態」の(備考)「2. 眼の障害」について、令和4年(2022年)1月 1日国民年金法施行令の改正※に準拠する内容に改定します。

なお、国民年金法施行令の改正日(2022年1月1日)以降に年金等の給付をご請求いただいたご契約 については、改定後の約款規定に準拠してお支払対象となるかどうかを確認しております。

そのため、すでにご請求いただいているお客さまは改めてお手続きいただく必要はございません。 改定内容の詳細については別紙をご覧ください。

- ※ (ご参考) 国民年金法施行令の主な改正内容について
- ・視力障害について、改正前は「両眼の視力の和」を基準としており、「良い方の眼の視力」は悪いが、「両眼の視力の和」が大きい場合、障害等級が低くなっていました。そのため、障害の程度を適正に評価できるよう「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更されました。
- ・視野障害について、ゴールドマン型視野計^(*)に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく 認定基準も創設されました。
 - (*)見える範囲と、見える光の感度を調べる検査です。中心の固視灯(光っている箇所)を見ている状態で、どのくらいの範囲が見えるかを調べます。身体障害者の視覚障害による等級判定に広く用いられている視野計です。

【別紙】

・対象商品の附則に規定する「対象となる障害状態」の(備考)「2.眼の障害」について、つぎのとおり改定します。

新	IB
2. 眼の障害	2. 眼の障害
(1) 「両眼の視力に著しい障害を有する状態」とは、つぎのいずれかに該当する程	(1) 「両眼の視力に著しい障害を有する状態」とは、両眼の視力の和(両眼のそ
度の障害を有するものをいいます。	れぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。)が0.08以下
	<u>のもの、または両眼の視野が5度以内の</u> ものをいいます。
(a) 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの	
(b) 一眼の視力が 0.08 かつ他眼の視力が手動弁以下のもの	
(c) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視	
野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角	
度が 56 度以下のもの	
(d) ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2の視標で両眼の視野がそ	
れぞれ5度以内におさまるもの	
(e) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両	
眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
(2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に著しい障害を有	(2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に著しい障害を有
する状態」には該当しません。	する状態」には該当しません。
(3) 視力は、万国式試視力表またはそれと同一の原理に基づく試視力表により、	(3) 視力の測定は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試
きょう正視力について測定します。	視力表により、 <u>1 眼ずつ、きょう</u> 正視力について測定します。
(4) 両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害	
の程度を認定します。	
(5) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて <u>測定し</u> ます。 <u>認定</u>	(4) 視野の測定は、原則ゴールドマン視野計を用いて行います。この場合、中心視
は、ゴールドマン型視野計または自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこ	野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用
ととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできません。	<u>います。</u>